

## 1 委託業務の名称

デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

## 3 委託業務の目的

東日本大震災から10年が経過し、被災地は復旧から復興・創生という新たなステージに移行しつつあるが、東北全体の人口が900万人を切るなど、急速な人口減少や高齢化といった全国的な課題が東北において特に顕著に現れており、地域を担う人材の不足や中小企業の活性化など、多くの課題を抱えている。

本市では、地域活力を維持拡大するため、交流人口拡大に向けた取り組みを進めてきた。インバウンドに重点を置いた観光プロモーションにより、2019年には東北の外国人延べ宿泊者数が150万人泊を突破するなど順調に推移していたが、コロナ禍での宿泊者数の大きな減少は、地域経済に大きな打撃を与えており、新しい生活様式に対応した新たなプロモーションに取り組む必要がある。

そこで本事業では、新たな観光プロモーションの手法として、自宅に居ながら地域や人、特産品など多様な魅力を体験することができるオンラインツアーを実施することで、地場製品の消費拡大を目指すとともに、東北のファンを創出し、交流人口の拡大を図る。また、オンラインツアーと連動して現地を訪問するバスツアーを開催し、東北への誘客を図る。

## 4 業務内容

### (1) ツアープログラム造成に向けた調査・分析・情報収集

ツアープログラム造成に向け、既に販売されているツアーの内容や価格、消費者ニーズ等の調査・分析を行うこと。調査を踏まえ、ツアープログラムの素材となり得る、東北（※別表記載の自治体及びその周辺地域のこと。以下「東北」はこの地域を指す。）の地域資源の情報を収集すること。なお、地域資源はできる限り地域の偏りなく収集すること。

### (2) ツアープログラムの企画・造成支援及び販売

(1)で収集した情報をもとに、東北を舞台としたオンラインツアーを20本以上造成支援し、販売すること。また、オンラインツアーに連動した現地を訪問するバスツアーを30本以上造成支援し、販売すること。

ツアープログラムは、できる限り地域の偏りが無いものとし、その後の来訪や継続した物品購入につながるものとする。また、バスツアーの実施にあたっては、仙台市内のバス事業者を積極的に活用すること。

なお、各ツアーの運営経費は、各ツアーの収益により賄うこととし、本事業で造成したツアープログラムが継続して販売されるなど、事業終了後の自走化を目指すこと。

### (3) プロモーション及びブランディング

ウェブ・SNS等を活用し、造成したツアープログラムの認知向上及び販売促進を行うこと。なお、プロモーション手法の検討にあたっては、類似事例を調査・分析の上行うこと。ターゲットは基本的に日本全国を想定しているが、市場の動向や新型コロナの影響を踏まえた絞り込みは差し支えないものとする。

また、本事業を東北におけるオンライン観光の代表的な取組みとして認知・定着するよう、ブランディングを行うこと。

#### (4) オンライン観光ネットワークの形成及び人材育成

ツアープログラムを造成した地域を中心とし、自治体、観光案内所、観光協会、観光及び食産業に関わる事業者、地域 DMO 等、東北におけるオンライン観光を推進する関係者によるネットワークを形成すること。

ネットワークでは、年 2 回以上研修会を実施し、オンライン観光推進に関するノウハウの共有や意見交換、外部講師を招いた講演会など、自立的なオンライン観光の推進に向けた関係者のスキルアップを図ること。

#### (5) その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること。

#### (6) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

形式：A 4

納入期限：令和 4 年 3 月 18 日

### 5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

### 6 契約に関する条件等

#### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

#### (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

#### (4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

## 7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務に当たり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】				
	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
ツアープログラム 造成	プログラム数 (オンラインツアー)	20本	参加者数 (オンラインツアー)	800人
	プログラム数 (バスツアー)	30本	参加者数 (バスツアー)	600人
プロモーション	情報発信件数	50件	情報のリーチ数	5,000人

※ 参加者数は、日本人、外国人ごとに集計すること。

※ 情報発信件数は、SNSの投稿数、広告配信数などを計上すること。

※ 情報のリーチ数は、ウェブサイトのアクセス数、フォロワー数、いいね数などを計上すること。

東北の県庁所在都市	
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
秋田県	秋田市
宮城県	仙台市
山形県	山形市
福島県	福島市

伊達な広域観光推進協議会 会員自治体	
岩手県	奥州市
	平泉町
	一関市
宮城県	気仙沼市
	南三陸町
	大崎市
	松島町
	塩竈市
山形市	最上町